【プロポーザル実施要領】

清瀬駅周辺の未来構想ビジョン策定業務（債務負担行為）に係る公募型プロポーザル実施要領

１　業務概要

(1) 件名　清瀬駅周辺の未来構想ビジョン策定業務（債務負担行為）

(2) 目的　清瀬駅周辺のにぎわいを創出するための、未来構想ビジョンの策定を行う。

（3）内容　未来構想ビジョン素案の作成等（詳細は、別紙「清瀬駅周辺の未来構想ビジョン策定業務　仕様案」を参照）

（4）契約期間　契約締結日の翌日から令和８年３月３１日まで(１８カ月)

(5) その他　「清瀬駅周辺の未来構想ビジョン策定業務　仕様案」のとおり

2　業務に要する費用（予定価格）

　　１８，０００，０００円（税込み）

3　参加資格

　　プロポーザルに参加できる事業者は、次の各号に掲げる資格要件等を満たす者とする。

（１）清瀬市競争入札参加資格を有していること。

（２）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４第１項の規定に該当しないこと。

（３）清瀬市指名競争入札参加者指名停止基準に基づく指名停止を受けていないこと。

（４）清瀬市契約における暴力団等排除措置要綱に基づく入札参加資格停止措置を受けていないこと。

（５）資格登録をする者が複数いない場合または資格登録の有無にかかわらず広く提案を求める必要がある場合は、該当業務の内容等に応じて定めるものとする。

4　参加申込の手続き

　(1)提出書類

　　プロポーザルへの参加を希望する事業者は、本実施要領、「清瀬駅周辺の未来構想ビジョン策定業務　仕様案」等を理解した上で、「参加表明書（様式第３号）」を提出すること。

(2)提出期間等

　　令和６年８月３０日（金）から令和６年９月２４日（火）１６時００分まで

(3)提出方法

持参又は郵送に限る。なお、郵送の場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、令和６年９月２４日までに到着したものに限り受け付ける。郵便事故等については提出者のリスク負担とする。

(4)提出場所

　　清瀬市経営政策部未来創造課イノベーション推進係

6　質問の受付及び回答

(1) 受付期限

令和６年９月１３日（金）１６時００分まで（必着）

(2) 提出方法

　　質疑がある場合、別紙（様式第８号）に質問内容を記入のうえ、メールにより提出すること。なお、質問書の提出回数は、1回のみとする。また、メール以外の方法で提出された質問に対しては回答しない。

（3）提出先　mirai\_sozo@city.kiyose.lg.jp

(4) 回答日

　令和６年９月１９日（木）

(5) 回答方法

　　回答は、別紙（様式第９号）により全者（担当者）宛てにメールで回答する。

7　企画提案書等の作成及び提出

参加事業者は、企画提案書等の必要書類を、以下のとおり作成し提出すること。

(1)必要書類・必要部数

　　ア　企画提案書　　１０部

　　イ　見積書　　１部

　　ウ　その他必要な書類　１部

(2)企画提案書規格・構成

(3)提出期限

　　令和６年９月３０日（月）１６時００分まで（必着）

(4)提出場所　清瀬市経営政策部未来創造課イノベーション推進係

(5)提出方法

持参又は郵送に限る。なお、郵送の場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、令和６年９月３０日までに到着したものに限り受け付ける。郵便事故等については提出者のリスク負担とする。

・業務実施体制回答書及び企画提案書提出届　原本1部

・実施体制各種調書及び企画提案等　原本1部、副本２部

　ア　会社概要

　イ　技術者概要

　ウ　業務実績調書

　エ　担当技術者調書

　オ　技術責任者の「経歴及び実績等調書」

　カ　再委託調書（再委託する場合のみ）

　キ　工程表

　ク　企画提案書（任意様式）

　ケ　参考見積書（任意様式）

8　審査概要

　　審査委員会（以下、「委員会」という。）において、以下の審査方法により提案内容を審査し、最も本件業務に適していると認められる業者を選定する。

(1)審査方法

　ア　一次審査

委員会において、次の項目について審査し評価する。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 評価項目 | 評価事項 | 指標 |
| 会社概要の評価 | 経営規模 | 経営規模の妥当性 | 資本金、売上高等 |
| 業務遂行力 | 業務遂行体制の妥当性 | 企業の技術者数等 |
| 業務執行技術力 | 当該業務を遂行するために必要  な知識・経験 | 同種・類似業務の実績等 |
| 実施体制 | 適切な業務を提供できる実施体  制 | 経験年数、実務実績の有無等 |
| 担当者評価 | 担当者評価 | 担当者の経験や実績等 | 経験年数、実務実績の有無等 |
| 社会貢献度 | 女性活躍の推進 | 女性の職業生活における活躍の  推進に積極的に取り組んでいる  か | 厚生労働大臣による認定（えるぼし） |
| 子育て世代への支援 | 子育てサポートに積極的に取り  組んでいるか | 厚生労働大臣による認定（くるみん） |
| 更生保護への協力 | 改善更生に協力する協力雇用主  として登録しているか |  |
| 経費 | 経費見積 | 提案された内容について適切に積算されているか | 見積書 |

イ　二次審査

委員会において、次の項目について審査し、企画提案内容を総合的に評価する。審査にあたっては、企画提案書等の内容に関する事業者のプレゼンテーションを実施し、これを参考にすることとする。

　　評価は評価項目別に点数化して実施し、評価点数の合計点が最高得点となった事業者を受託候補者として選定する。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 評価項目 | 評価事項 | 指標 |
| 提案内容評価 | 提案事項を実施するにあたっての取組方針 | 業務の理解度はあるか | 目的・条件・内容の理解度が高く、簡潔に記載されているか |
| 業務の実施手続き | 業務実施手続きを示す業務フロ  ー又は工程表等は妥当か | 実施フロー又は工程表等の的確性 |
| 現況・課題への理解度 | 地域の現況・特有の課題への理  解は十分か | 地域特性等余条件の理解度 |
| 提案内容の的確性 | 提案内容は業務要求水準を充足  しているか |  |
| 検討項目の内容は具体的で量も  妥当か | 主要検討事項の把握度及び具体性 |
| 実施手法は的確であるか | 業務手法の妥当性 |
| 資料調達力 | 資料等がわかりやすいか、誤字  脱字が少ないか | 資料の正確性 |
| 説得力（ヒアリング） | 説明に説得力があるか |  |
| 取組姿勢（ヒアリング） | 積極的に取組む意欲を感じられ  るか | 業務への意欲、積極性 |
| 経費 | 経費見積 | 提案された内容について適切に積算されているか | 見積書 |

※上記内容を参考に、発注業務に適した評価項目を加除修正のうえ、各項目ごとに点数配分を設定する。

9　プレゼンテーション

二次審査に進んだ企画提案者によるプレゼンテーションと審査委員会によるヒアリングを下記のとおり実施する。プレゼンテーションの日程（時刻）や場所等については、別途プレゼンテーション参加要請（様式第12号）を通知する。

(1)実施日

　　令和６年１０月９日（予定）

(2)場所　清瀬市役所本庁舎３階　会見室

(3)参加可能人数　５人

(4)提案時間　　　１者につき　５５分

　　　入退場準備等　　　　　　５分

プレゼンテーション　　２５分

　　　質疑応答　　　　　　　２５分

(5)その他

プレゼンテーション時の追加資料の使用は認めない。

　　会場設備：プロジェクター、スクリーン

(6)審査結果の通知及び公表

審査結果については、プレゼンテーション審査を受けた全ての提案者に対し、令和６年１０月１５日（火）（※予定）までに本市より書面で通知する。なお、結果について、提案採用者名を清瀬市ホームページに公表する。審査経緯及びその内容についての問い合わせには応じない。また、審査結果に対する異議申し立てについても受け付けない。

10　日程

公示　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和６年８月３０日

質問受付締切　　　　　　　　　　　　　　　令和６年９月１３日

　質問回答　　　　　　　　　　　　　　　　　令和６年９月１９日

参加表明書受付締切　　　　　　　　　　　　令和６年９月２４日

　参加承諾・提案依頼　　　　　　　　　　　　令和６年９月２６日

企画提案書等受付締切　　　　　　　　　　　令和６年９月３０日１６時まで

一次審査　　　　　　　　　　　　　　　　　令和６年１０月１日（予定）

一次審査結果通知　　　　　　　　　　　　　令和６年１０月３日（予定）

　プレゼンテーション　　　　　　　　　　　　令和６年１０月９日（予定）

　プレゼンテーション結果通知　　　　　　　　令和６年１０月１５日（予定）

　契約締結　　　　　　　　　　　　　　　　　令和６年１０月中下旬（予定）

　業務開始　　　　　　　　　　　　　　　　　令和６年１０月下旬（予定）

11　失格条項

　　本プロポーザルの提案者もしくは提出された提案書が、次のいずれかに該当する場合は、その提案を失格とする。

(1)提出書類に虚偽の記載があった場合。

(2)参加資格を満たさなくなった場合。

(3)審査の公平性を害する行為があった場合。

(4)企画提案書等が提出期限を過ぎて提出された場合。

(5)前各号に定めるもののほか、提案にあたり著しく信義に反する行為のあった場合。

12　その他留意事項

(1)本件に参加する費用は、全て提案者の負担とする。

(2)参加表明以降、都合により参加を辞退することになった場合は、速やかに書面（様式は任意）により担当課あてに提出する。

(3)提出後の企画提案書等の修正又は変更は認めない。

(4)提出された企画提案書等は返却しない。

(5)提出された企画提案書等は、必要に応じて複製する場合がある。

(6)市が必要と認める場合には追加資料の提出を求めることがある。

(7)提出があった企画提案書等は、原則、プロポーザル審査以外の用途に使用しない。ただし、清瀬市情報公開条例（平成13年清瀬市条例第20号。以下「条例」という。）による公文書開示請求があった場合は、市が条例第7条に規定する不開示事項に該当すると判断した情報を除き、原則、すべて開示するものとする。

提出事業者において、企画提案書等に掲載する情報が開示にあたって支障がある情報である場合は、企画提案書等とは別途に資料を調製し、その旨を当市プロポーザル担当者に事前に通知した上で資料の提出を行うものとする。この場合において、市が条例に規定する不開示事項に該当しないと判断した場合は、この情報を開示する場合もある。

13　担当課

　清瀬市経営政策部未来創造課イノベーション推進係

　〒204-8511

清瀬市中里五丁目842番地

Tel 042-497-1802(直通)

E-mail :mirai\_sozo@city.kiyose.lg.jp